

様式第 1

一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 一宮市長
申請者

住 所 又 は 事業所等の所在地	〒
フ リ ガ ナ	
法 人 名 又 は 屋 号 及 び 代 表 者 名	
常 時 使 用 す る 従 業 員 数	人 (中小企業以外は記載不要)
電 話 番 号	
メー ル ア ド レ ス	

一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

1. 申請内容

事 業 の 種 類 (□に✓を記入)	☐ ①省エネルギー診断を受診し、提案された省エネ設備等の導入、又は更新 (補助率 1/2、上限 100 万円) ☐ ②国庫補助の採択を受け、省エネ設備等の導入、又は更新を行うための付帯工事 (補助率 1/2、上限 100 万円)
事 業 着 手 予 定 日	年 月 日
事 業 完 了 予 定 日	年 月 日
補 助 対 象 経 費	円
交 付 申 請 額	金 0 0 0 円 (補助率 1/2、上限 100 万円、千円未満切り捨て)

事業施行理由	①省エネルギー診断を受診し、提案された省エネ設備等の導入、又は更新（省エネ診断結果における指摘設備等） ②国庫補助の採択を受け、省エネ設備等の導入、又は更新を行うための付帯工事（国庫補助金の交付決定日）	
事業計画概要	①省エネルギー診断を受診し、提案された省エネ設備等の導入、又は更新（設備の概要）	
	新	旧
	②国庫補助の採択を受け、省エネ設備等の導入、又は更新を行うための付帯工事（設備の概要および付帯工事の内容）	
事業施行効果	（従前の設備に比しての省エネルギー効果および削減できる温室効果ガス排出量）	
	新	旧

2. 補助事業収支予算書

収入			
区	分	予 算 額	備 考
自己負担額			
市 補 助 金 等			
計			
支出			
区	分	予 算 額	※補助対象額
			備 考
消費税額			
計			

※ この欄は、記入しないでください。

【交付申請添付書類】

《省エネルギー診断を受診し、提案された省エネ設備等の導入、又は更新》

- ☐ 省エネルギー診断の結果に係る報告書の写し
- ☐ 補助対象経費が確認できる見積書の写し
- ☐ 導入、又は更新する設備の設置概要書（規格、全体配置図、据付図等）
- ☐ 導入、又は更新する設備の設置予定場所の現況写真
- ☐ 法人にあっては、登記事項証明書（全部事項証明書）（申請日前 3 か月以内に発行されたもの）の写し
- ☐ 個人事業主にあっては、直近の確定申告書の写し
- ☐ 一宮市税の未納のない証明の写し
- ☐ 再エネ設備導入の場合にあっては、50%以上の自家消費を証する書類
（様式第 9 号 太陽光発電設備自家消費計算シート）
- ☐ その他市長が必要と認める書類

《国庫補助の採択を受け、省エネ設備等の導入、又は更新を行うための付帯工事》

- ☐ 国庫補助の交付決定通知書の写し
- ☐ 補助対象経費が確認できる見積書の写し
- ☐ 工事図面の写し
- ☐ 工事予定場所の現況写真
- ☐ 国庫補助により導入する設備等のカタログ等の CO2 削減量がわかるもの
- ☐ 法人にあっては、登記事項証明書（全部事項証明書）（申請日前 3 か月以内に発行されたもの）の写し
- ☐ 個人事業主にあっては、直近の確定申告書の写し
- ☐ 一宮市税の未納のない証明の写し
- ☐ その他市長が必要と認める書類

3. 誓約事項（誓約する項目に✓を入れてください。）

私は、一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金（以下「補助金」という。）の申請にあたり以下のことを誓約します。

- ☐ 補助金の対象となる事業について、国庫補助事業及び他の地方自治体から補助金、一宮市からの他の補助金の交付を受けていません。
- ☐ 申請書の内容に虚偽や不正があった場合又は交付要件を満たしていないことが判明した場合は補助金の申請を取り下げます。また、補助金支給後に発覚した場合は補助金の全てを返還します。
- ☐ 補助金の申請にあたって提出する書類の写しは全て原本と相違ありません。
- ☐ 申請内容の確認のために追加の資料提出等を市長より求められた場合は速やかにこれに応じます。
- ☐ 発行済株式もしくは出資の総数もしくは出資総額の2分の1以上を同一の大企業の所有に属している法人またはその発行済株式もしくは出資総額の3分の2以上が大企業の所有に属している法人（みなし大企業）ではありません。
- ☐ 再生可能エネルギーの導入にあつては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくF I T制度又はF I P制度の認定を取得しません。
- ☐ 宗教活動又は政治活動を目的として事業を営む者ではありません。
- ☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者ではありません。
- ☐ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と緊密な関係を有する者ではありません。
- ☐ 市長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、愛知県警察へ照会がなされることに同意します。
- ☐ 補助金の交付を受けて取得した設備を、取得日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間までは、市長の承認を受けないで補助金交付の目的に反して使用、撤去、譲渡、交換、取壊し又は貸付けをしません。